富士川町教育委員会の事務の管理
執行状況の点検及び評価報告書

【令和７年度分】

令和８年８月

目　　次

Ⅰ．目的制度概要等・・・

ｃ．安全で快適な教育環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
② 国際的な視野を持ち、グローバルに活躍する人材の育成
ａ．外国語教育・国際理解教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
⑶ 自らの人生を設計し、生涯にわたって活躍できる環境を整える
① 人生１００年時代を見据え、生涯にわたる学習活動を支える環境の充実
ａ．生涯学習を支える図書館機能の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
ｂ．学校図書館や保育機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
ｃ．町民一人ひとりが安心して気軽に活用できるよう町民会館の利用環境の
整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
ｄ．公民館活動の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
ｅ．生涯を通じた多様な学習機会の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
② ライフステージに応じて、誰もがスポーツに親しむことができる環境の充実
ａ．町民全体のスポーツ参画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
ｂ．社会体育施設の有効利用と環境整備の促進・・・・・・・・・・・・・・・１９
ｃ．スポーツ団体の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
ｄ．スポーツを通じた生涯にわたる健康増進の推進・・・・・・・・・・・・・２０
③ 地域の伝統芸能を身近に感じ、優れた文化芸術に触れる機会の充実
ａ．文化芸術に親しむ機会の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
ｂ．文化芸術活動への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
ｃ．文化財の保護・活用と伝統芸能の継承・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
ｄ．文化施設の管理及び機能整備の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３

Ⅳ．第二次富士川町教育大綱（抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４～２５

Ⅰ．目的制度概要等

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、各地方自治体の教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況（主な事務事業）について、自ら点検及び評価を行い、その結果を議会に報告するとともに、公表することとなっている。

富士川町教育委員会においても、より効果的な教育行政の推進を図るべく、実施した事務事業についての点検・評価を行い、その結果を報告書とした。

> 地方教育行政の組織及び運営に関する法律
>
> （教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）
>
> 第二十六条　教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

Ⅱ．点検・評価の方法

第二次教育大綱及び第二次教育振興計画に掲げる各施策の項目のうち、教育委員会の権限に属する事務について、自己点検及び評価を行った。

ただし、事業選択に自由裁量がない国・県の制度による義務的事業や、他課所管の事業の成果と課題については、対象外としている。

また、事務について次のとおり分類した。

１　教育委員会の活動　　２　教育委員会各課において執行した事務事業

Ⅲ．点検・評価の結果

1　教育委員会の活動

⑴　教育委員の構成（令和７年４月１日～令和８年３月３１日）

職　　名	氏　　名	任　　期	備　　考
教　育　長	樋　口　和　仁	令和７年４月１日～ 令和９年３月３１日	新任
教　育　長 職務代理	長　澤　美　和	令和５年６月１７日～ 令和９年６月１６日	令和７年４月１日 教育長職務代理就任
委　　員	秋　山　悦　彦	令和３年６月２３日～ 令和７年６月２２日	退任
委　　員	中　村　髙　志	平成４年６月２５日～ 令和８年６月２４日	
委　　員	保坂　　文彦	平成４年６月２５日～ 令和８年６月２４日	
委　　員	海　野　克　也	令和７年６月２３日～ 令和１１年６月２２日	新任

⑵　教育委員会の活動状況

①　委員会の開催状況（令和７年４月１日～令和８年３月３１日）

会　　議	開 催 日	議案件数	協議件数	報告件数
定例会（　４月）	令和　７年　４月２８日			5
定例会（　５月）	令和　７年　５月２１日	2	1	2
定例会（　６月）	令和　７年　６月２５日	2		2
定例会（　７月）	令和　７年　７月２３日	1	1	
定例会（　８月）	令和　７年　８月２５日	5		
定例会（　９月）	令和　７年　９月２５日	1	1	2
定例会（１０月）	令和　７年１０月２２日			
定例会（１１月）	令和　７年１１月２５日	3		1
定例会（１２月）	令和　７年１２月２３日	1		1
定例会（　１月）	令和　８年　１月２３日			1
定例会（　２月）	令和　８年　２月２５日	4		1
定例会（　３月）	令和　８年　３月２６日	4		2
臨時会（　３月）	令和　８年　３月２６日			1

② 委員会以外の活動状況（令和７年４月１日～令和８年３月３１日）

教育長及び教育委員の、委員会以外の主な活動は次のとおりである。

・山梨県市町村教育委員会連合会

山梨県内の教育委員会で構成されている団体で、国・県への要望活動や研修を行っており、総会・理事会・研修会に出席している。

・峡南地区教育委員会連合会

峡南地区の教育委員会で構成されている団体で、県への要望活動や研修を行っており、総会・理事会・研修会に出席している。

また、関東甲信越静市町村教育委員会連合会の総会及び研修会に出席している。

・総合教育会議

町長と教育長、教育委員を構成員とした「町長部局と教育委員会が連携して町の教育行政に取組む」ことを目的として開催。第三次教育振興計画の指針となる第三次教育大綱について意見交換を行った。

令和　８年　３月２６日　開催

・学校訪問

町内の小中学校４校を訪問し、授業実施状況や授業内容の確認を行った。

教職員との意見交換については、主として管理職との面談形式で行った。

令和　７年　７月　７日　　増穂小学校、鰍沢小学校

令和　７年　７月　８日　　増穂南小学校、富士川中学校

・給食試食会

学校給食週間に合わせ、管内小中学校の給食試食会を行い、児童生徒の様子を把握するとともに栄養士との意見交換を行った。

令和　８年　２月　６日　　富士川中学校

・富士川中学校開校式典

富士川中学校の開校に伴う式典に来賓として出席した。

令和　７年　４月　７日　　富士川中学校開校式

令和　７年　５月２１日　　富士川中学校開校記念式典

・各小中学校入学式、卒業式

毎年、管内小中学校４校の入学式及び卒業式に来賓として出席している。

令和　７年　４月　７日　　各小学校入学式

令和　７年　４月　８日　　中学校入学式

令和　８年　３月１１日　　中学校卒業式

令和　８年　３月１９日　　各小学校卒業式

・各小学校運動会、各中学校学園祭

毎年、管内小学校３校の運動会、中学校の学園祭に来賓として出席している。

令和　７年　６月２１日　　富士川中学校（体育の部）

令和　７年　９月１３日　　富士川中学校（文化の部）

令和　７年１０月　４日　　増穂小学校、鰍沢小学校、増穂南小学校

・スポーツフェスティバル２０２５

来賓として出席した。

令和　７年１０月１９日　　富士川いきいきスポーツ公園

・二十歳の誓い

「二十歳の誓い」に、来賓として出席した。町内の新２０歳は、男性８２名、女性５６名で合計１３８名となっている。

令和　８年　１月１０日　　はくばく文化ホール

・その他各種会議、各種イベント事業

２　教育委員会各課において執行した事務事業

⑴　豊かな感性・創造性を培い、社会を生き抜く力を育成する

①　「知育・徳育・体育」を中心に、バランスのとれた「生きる力」の育成

ａ．確かな学力を伸ばす教育の充実

概　要

・児童生徒の発達段階に応じた基礎学力向上のための教育の充実

　きめ細かな学習指導を実現させるため、町費負担講師・支援員を配置している。

・学力向上フォローアップ事業「そよ風教室」の実施

　平成２６年度から学力向上フォローアップ事業「そよ風教室」として、教職員ＯＢが指導者となって、学習意欲をさらに高めるため、児童・生徒を対象に、個々のニーズに合わせた学習指導を実施している。

クラス	令和７年度	令和６年度
小学生クラス（増穂）	１８人　２７回	８人　２７回
小学生クラス（鰍沢）	１５人　２８回	１０人　２７回
中学生クラス	２１人　２８回	２４人　２６回

・習熟度に応じた少人数学級による教育環境の充実

　町費負担講師・支援員を配置し、チームティーチングを行っている。

　また、富士川中学校の数学においては、クラスを２つに分け、習熟度に応じた少人数学習指導を行っている。

・全国学力・学習状況調査、山梨県学力把握調査の実施

　毎年度１学期に調査を実施し、結果を公表している。

・学習意欲と学力向上を図る各種検定への助成

　学習意欲と学力の向上を図るため、中学生が受ける英語や漢字、数学の検定に対して、補助金を交付している。

学校	令和７年度	令和６年度
富士川中学校	７４人	
増穂中学校	－	５４人
鰍沢中学校	－	６人
計	７４人	６０人

成　果

「そよ風教室」については、予定どおりの回数で実施することができ、充実した学習環境を提供することができた。学生ボランティア３名を迎え、講師の確保をしたことで、児童・生徒への学習支援を手厚くすることができた。

各種検定については、チャレンジすることで学習意欲の向上につながっている。

課 題	「そよ風教室」については、学習意欲を持っている子や、学力の定着が十分でない児童生徒の支援策として継続的に行うことが望ましい。また、特性のある子どもも意欲もって参加していることから、講師に加え、支援員の必要性も検討する必要がある。さらに学習環境を提供する場所の確保も課題である。 全国学力・学習状況調査については、小学校の「国語、理科」と中学校の全ての教科は、全国平均正答率とほぼ同等であったが、小学校の算数の「測定」の領域（単位の仕組み、面積・体積の多様な求め方など）の平均正答率が全国平均を下回った。量感を伴う体験的な活動（実際に測る、身の回りのものの大きさを予想するなど）を増やしていく必要がある。 手厚い学習支援を継続していくためにも、ひきつづき教職員 OB に加え学生ボランティアの確保を行っていく必要がある。 各種検定への助成については、今後も、中学生の学習意欲の向上のためにも継続が必要である。

b．健やかな体の育成

概 要	・学校保健、学校給食及び食育等の推進 富士川町食育推進計画に従い、保育所、学校など関係機関と連携しながら、地域の特性や歴史風土を活かした食育に努めている。 学校給食に地元の食材（野菜・果物など）をできるだけ取り入れ、地域の食文化にふれあえるよう努めている。 給食で地域食材を使用するときは、学校での給食指導や給食だよりで生産者や生産過程などを紹介する。 学校給食食材の仕入れや献立などの工夫と給食費無償化によって、安定的な学校給食の提供に努めている。
成 果	子どもの頃から健全な食生活を送ることで、生涯にわたる健全な心身の育成につながっている。 学校給食において地元食材を使用し、紹介することで、食に対する関心や感謝の心を育んでいる。
課 題	給食指導は、栄養教諭・栄養士各１名により町内４校を巡回するため、指導の頻度は限られてくる。

c．教職員の指導体制・指導環境の充実

概 要	・各学校に配置した町費負担講師、支援員によるきめ細かな指導体制の充実（授業中における指導補助等） 複式学級の解消や、子どもたち一人ひとりの状況に応じたきめ細かな教育を行うため、各学校に町費負担講師・支援員を配置している。

	<table><tr><td>職種</td><td>令和７年度</td><td>令和６年度</td></tr><tr><td>講師</td><td>２２人</td><td>２１人</td></tr><tr><td>支援員</td><td>９人</td><td>９人</td></tr><tr><td>計</td><td>３１人</td><td>３０人</td></tr></table> ・部活動指導員の配置の促進 　教職員の負担軽減を行うため、富士川中学校バドミントン部に部活動指導員１名を配置している。
成 果	町費負担講師・支援員を配置することで、より細かな教育が推進できている。また、チーム・ティーチングによるきめ細やかな学習指導ができ、個に応じた指導が可能となっている。 部活動指導員については、活動成績の向上と、教職員の負担軽減につながっている。
課 題	町費負担講師・支援員については、児童・生徒の教育環境の充実のため、今後も配置が必要である。 部活動指導員については、人材の確保が課題である。

d．一人ひとりの教育的ニーズに応える特別支援教育の充実

概 要	・学びを育む教育支援体制の整備 　児童・生徒の実態を把握し、町単講師・町単特別支援員を配置し、それぞれのニーズに見合った教育を行っている。 ・個別の指導、支援計画による支援体制の整備 　自閉・情緒障害等の特徴を持った個に対応できるよう、町単の特別支援員を配置している。 ・就学事務、就学時健康診断の実施 　就学前の幼児については、保育士・保健師・臨床心理士・教員と連携し、保育所巡回相談を実施して、情報共有を行い、個に応じた就学先を決定している。 　また、既に就学している児童・生徒についても、校内の特別支援コーディネーターを中心に、保健師・臨床心理士と情報連携を図っている。 　教育委員会においては、児童・生徒にあった就学先の決定を行うため、１年を通して就学相談を実施し、保護者との合意形成を図っている。 ・富士川町障害児福祉計画に基づく、保健、医療、保育、教育関係機関との連携強化 　就学前からの連携を通じて、就学後もその都度必要に応じて連携を図っている。
成 果	個の持てる力を高め、生活や学習上の困難を克服するための、適切な指導及び必要な支援ができている。

課 題	就学相談を通じて保護者との合意形成を図っているものの、合意を得ることが難しい状況もあり、学校運営の困難さに繋がっている。よって、課題を抱えた児童・生徒の状況に応じた、特別支援員の配置が必要である。 また、町の障害児福祉計画に基づき、保健、医療、保育、教育関係機関等が連携を図るための協議の場を設置することが必要である。

e．不登校児童生徒に対する教育支援体制の充実

概 要	・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用の充実 県のスクールカウンセラー活用事業を活用した相談業務を実施している。 ・学校や県の教育関係機関と町との連携強化 峡南４町（南部町を除く）が共同で「やまなみ教室」を運営しており、不登校児童生徒を受け入れている。 また、県の総合教育センターで実施している相談業務などを活用している。 ・学校と民間施設等（フリースクール）との連携強化 不登校児童生徒が相談・指導を受けるために民間施設の活用が増加している。
成 果	気軽に相談できる体制がつくられており、児童生徒はもとより、教師、保護者も活用している。 不登校対応として、不登校の改善が見込める場合は、就学校指定の変更ができる対応を図っている。また、民間施設等を利用している児童生徒については、学校と民間施設との緊密な連携を図られた場合において、指導要録上の「出席扱い」としている。 県主催のフリースクール等とのネットワーク会議に参加し、フリースクールとの連携を強化している。
課 題	児童生徒の諸問題に対するきめ細かな指導を図るためにも、カウンセリング実施日の増加を引き続き県へ要望していく必要がある。また、フリースクールの利用も増えていることから、学校、保護者及びフリースクールとの緊密な連携を図る必要がある。

f．学校相談員による巡回指導

概 要	・様々な課題を抱えた児童生徒や保護者、教職員に対する相談支援体制の充実 学校相談員２名が、町内４校の小中学校を訪問し相談業務を実施している。
成 果	経験豊富な元教員を雇用しており、また、児童生徒の授業や学校生活の状況を把握し、学校と共有する中で指導をしている。学校側の相談に対しても適切な助言をしている。

課 題	年々、様々な課題が増加していることから、相談員の増員を検討する必要がある。

g.学校課題に対する支援体制の充実

概 要	・スクールロイヤーの活用の充実 令和６年度から新設された県のスクールロイヤー制度を活用した相談業を実施している。

学校種別	令和７年度	令和６年度
小学校	２回	２回
中学校	１回	０回
計	３回	２回

成 果	学校や教育委員会などに対し、学校現場での課題に対する法的な助言をいただくことにより、問題解決の迅速化や教職員の負担軽減につながっている。
課 題	学校現場における課題解決のため、制度が新設されて間もないことから、制度の周知を図り、積極的な利用を促す必要がある。

② 生命を尊び、家庭や子育てに夢を持つことができる豊かな心の育成

a．いじめに対する学校全体での取り組みの充実

概 要	・「いじめ防止基本方針」に基づく取り組み 町及び管内全ての学校において「いじめ防止基本方針」が策定されており、いじめ防止等を総合的かつ効果的に推進している。 ・富士川町いじめ問題対策連絡協議会等による相談支援体制の整備 平成３０年２月に「富士川町いじめ防止対策基本方針」、令和３年３月に「富士川町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例」を制定し、令和４年度には協議会を設置した。令和７年８月には、「富士川町いじめ防止対策基本方針」を改訂し、いじめ防止対策の強化を図っている。
成 果	いじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止、早期発見、早期解決のための様々な対策に取り組むことで、いじめ問題の解消に努めている。 令和７年度には「富士川町いじめ問題対策連絡協議会」を１回開催している。 令和６年度から、いじめの未然防止や早期解決につながる実践的な研修を、専門家を招聘し、町内全教職員を対象に実施している。
課 題	更なるいじめの未然防止、早期発見、早期解決につなげるため、各機関との連携強化や迅速な対応が必要である。

b．少子化に対応した望ましい教育環境の実現

概 要	・富士川町学校規模適正化基本方針に基づいた適正な学校配置の推進 学校規模適正化方針に基づき、推進している。
成 果	増穂中学校と鰍沢中学校を統合し、富士川中学校が開校した。 これにより、富士川町の全生徒が同様の環境で教育を受ける体制が整った。
課 題	少人数教育を希望する児童のために、小学校の過小規模校については、継続配置をしているが、中学校入学に向けて、大人数の環境に慣れるよう、町内両小学校との交流授業やイベントを取り入れるなどの取組が重要である。また、学年において児童がいなくなることが想定されるため、再度、小学校の統廃合について検討を始める必要がある。

c．家庭や地域、学校の連携による家庭教育、幼児教育の充実

概 要	・「ふじかわ子ども・子育てプラン」との連携を図った教育環境の充実 住民の意見や提言を反映させるため、「子ども・子育て会議」を開催し、ふじかわ子ども・子育てプラン（富士川町子ども・子育て支援事業計画）に掲げる施策について、進捗状況等の点検・管理を行っている。
成 果	第三次富士川町子ども子育て支援事業計画（令和７年度から令和１１年度）を策定し、推進している。 施策の進捗状況等の点検・管理を行うことで、その後の対策の実施や計画の見直し等に反映させることができている。
課 題	子どもの教育環境の充実を図るためには、学校現場だけでなく、家庭や地域の教育に対する意識の向上が不可欠である。 今後、さらに、学校・保育所・幼稚園・行政・地域が連携して、教育環境の充実に取り組む必要がある。

③　家庭・地域・学校の連携により、社会全体で子どもを育む環境づくりの推進

a．学校を核とした人づくり、地域づくりの推進

概 要	・管内小中学校へのコミュニティ・スクールの導入促進 増穂南小学校では、学校運営協議会制度（コミュニティスクール）を平成３０年４月に設置した。 鰍沢小学校も、「夢をつくり　命を大切にし　学びつづける子」の育成を図るため、学校と保護者、地域がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることが出来る学校運営協議会制度を令和６年４月から学校運営協議会を設置した。 ・地域活動や体験活動への支援 （地域と共に学ぶ会、ゆずっ子文化祭、鰍沢ばやし等） 特色ある学校教育推進費補助事業を実施しており、学校が実施する地

	域活動や体験活動への支援を行っている。
成　果	増穂南小学校や鰍沢小学校は、地域の人との関わりを深める教育活動を行うことで、地域を愛する心を養うとともに、児童が社会参画や自立に必要な能力を身につけることが出来た。 増穂小学校及び富士川中学校では、令和７年度にコミュニティ・スクール制度の導入に向けた準備会である推進委員会を立ち上げ、令和８年度から、学校運営協議会制度をスタートさせる。 これにより、町内すべての小中学校で学校運営協議会制度が導入されたことになる。
課　題	よりよい学校運営や特色ある活動を行うために、保護者、地域住民、教職員の理解と協力を深める取り組みを進めていく必要がある。

b．地域と一体となった青少年の健全育成の推進

概　要	・大自然の中での体験を通した学びの場として、異年齢交流キャンプ等の開催 大自然の中で、野外体験活動や自然の観察をしながら環境問題への興味、関心を高め、また、異年齢集団での宿泊活動を通して、自主性、協調性を育て、あわせて地域ジュニアリーダーとしての育成を図るため、増穂ふるさと自然塾を会場に大自然体験会（ナイトハイク、キャンプファイヤー等）を実施している。 ・親睦球技大会や生活指導推進会議等の地域ぐるみの健全育成活動事業の開催 町内の子どもたちが、スポーツを通してお互いの親睦を深めるとともに、健康な精神を養うことを目的とし、球技大会（グラウンドゴルフ）を実施している。 「スポーツによる青少年の健全育成」を目的とするスポーツ少年団については、サッカー、ソフトテニス、バドミントン等の９団体で構成され、町内各小中学校へ募集案内を行い、１９５名の入団があった。 ３歳以上の幼児の入団はなかった。 町をはじめ、学校関係者や青少年育成団体などと連携して、夏季生活指導推進会議や冬季生活指導推進会議を開催している。 ・安全・安心な環境づくりのため、夜間防犯パトロールや朝のあいさつ運動等の推進 青少年育成富士川町民会議各部会により、小中学生の登校時に合わせたあいさつ運動(年４回)、夏季の夜間パトロール（年１回）、社会環境実態調査（成人向け図書類の陳列販売の状況確認など）を実施している。
成　果	令和７年度は、大自然体験会を１泊２日で実施し、小中学生１６名の参加があった。活動を通して、身近な自然や動物への興味、関心が高まった。

	また、異年齢集団での活動を通して、自主性、協調性が育てられた。 　スポーツ少年団活動は、発育発達段階を考慮したスポーツ活動の他、学習活動、社会活動など、青少年が心も体も大きな成長変化を遂げる時期に多様なプログラムを実施することによって、社会性を身につける契機となっているとともに、定期的な運動を通して体力の向上にもつながっており、関東大会や全国大会に出場する単位団もあった。 　また、県が主催する指導者の講習会、研修会へも参加した。 　あいさつ運動や社会環境実態調査については、児童生徒の見守り活動の推進と地域へのあいさつ運動の浸透を図った。
課 題	大自然体験会は、中学生の参加に対しては、ジュニアリーダーとしての活躍を期待することから、参加無料としているが、部活動等により毎年参加者が少ないのが課題である。 　少子化による団員の確保、３歳以上の幼児の見学・体験入団を行い、入団の促進及び入団する幼児の指導についても今後の課題である。 　指導者についても高齢化が進み、後継者の育成や支援をしていく必要がある。 　あいさつの定着、子どもたちの見守りのため、今後も継続して行くことが必要である。

ｃ．子どもの読書環境づくりの推進

概 要	・子ども読書活動推進計画を策定し、読書環境づくりを推進 　各学校に町単で学校司書を配置し、図書活動等の充実を図っている。また、学校全体で朝読書を推進している。 ・学校図書館と町立図書館との連携を深め、読書活動の充実を図る 　令和５年度に町立図書館が新システムを構築したことに併せて、学校図書館のシステムも、同年から順次、連携できるシステムに更新された。
成 果	司書による連絡会を開催し、意見交換や情報の共有により、読書活動等の充実が図られた。 　朝読書を通して、読書に対する意識を高めることができている。 　図書館システムについては、令和６年度末で学校図書館と町立図書館の連携システムの導入が完了した。
課 題	今後も、町全体で、読書活動の拡充に努めていく必要がある。 　また、システム連携の利点を活かし、両図書館における相互利用件数の増加を図っていく必要がある。

ｄ．安全・防災教育の充実

概 要	・学校における体系的な防災教育に関する指導の充実 ・地震、火災、風水害を想定した実践的な避難訓練、災害図上訓練等の実施

	毎年度、各学校において学校防災計画を策定し、その計画を基に、防災訓練や児童・生徒の引渡し訓練などを実施している。 ・児童生徒の登下校時の安全確保の推進 （見守り活動、通学路安全点検の実施等） 児童の登下校時の安全確保のため、スクールガードリーダーを配置し、子どもへの指導、通学路の安全確認等を行っている。 １日４時間、週２日実施している。（小学校３校で実施） また、毎年４月に新１年生へ防犯ブザーの貸与を行っている。
成 果	訓練を行う中で、自主的・能動的に行動する力を育んでいる。また、引渡し訓練においては、保育所・小学校・中学校合同で実施することで、多子世帯への対応を心がけている。 スクールガードリーダーについては、鰍沢警察署のスクールサポーターとも連携がとれており、重大な事件事故も発生していないことから、事業の効果は大きい。 防犯ブザーについては、児童・保護者の防犯意識の高揚及び犯罪の抑止につながっていると考えられる。
課 題	児童・生徒が自然災害等の危険に際して、自らの命を守り抜くため、主体的に行動する態度や危険予測・回避の能力を身につけることなどへの取り組みを、さらに継続していく必要がある。 また、より一層、学校の防災強化を図るため、全学校共通の危機管理マニュアル、避難所運営マニュアル、学校版タイムラインの策定についての学習会を開いている。 見守り活動については、教育委員会・警察・学校がさらに連携を深めるための施策を展開していきたい。 防犯ブザーの貸与は、今後も継続して実施していくことが望ましい。

④　多様な人との関わりの中で、社会を生き抜く力を育む学校環境の整備

ａ．安全・安心で質の高い学校施設等の整備の推進

概 要	・学校施設の防災機能の強化（耐震化、長寿命化改修など） 令和元年度に学校施設長寿命化計画が策定されている。 現在の教育環境や設備にあった中学校校舎建設をしている。 ・学校設備等の点検による安全の確保 （学校の防犯対策、建物の定期点検、消防保守など） 毎年度、定期点検や保守点検を実施している。
成 果	増穂小学校では、大規模改修に向けた第一段階として、トイレ及び給排水管を改修する工事に着手した。 富士川中学校では新校舎の建設に着手し、基礎工事が完了した。

	点検等により、修繕箇所等の早期発見ができている。
課 題	増穂小学校の大規模改修及び富士川中学校の新校舎建設においては、工事の工程に遅滞しないよう、学校、業者と密接に連携していく。 各学校の施設改修時期の変更により、長寿命化計画の早急な改訂が必要となっている。 年々老朽化が進んでいることにより、修繕箇所が増加傾向にある。計画的な改修が必要である。

b．学校規模・学校配置の適正化の推進

概 要	・学校規模適正化基本方針に基づいた、中学校の統合の推進 令和４年１１月４日に「新たな中学校の方針」を決定した。 その後、新中学校開校検討委員会及び調査検討部会を再開し、統合に係る検討項目について、児童生徒・保護者・教職員の意見を聞きながら、調整を行った。 ・学校施設の移転の検討等、計画的な施設整備の推進 廃校になった空き施設等の活用方法の検討を進めている。
成 果	令和７年４月１日に、富士川中学校が開校することができた。
課 題	新校舎の建設については、令和９年８月の引越が予定されていることから、工程会議等を計画的に進める必要がある。 また、今後の学校施設の移転・解体等については、長寿命化と併せて全ての学校教育施設を計画的に整備していく必要がある。

⑵ 夢と志を持ち、新時代の可能性に挑戦する力を育成する

① 超スマート社会（Society5.0）の到来に向けた情報教育の充実

ａ．学校のＩＣＴ環境整備の充実

概 要	・ＩＣＴ整備計画に基づいた、情報教育機器の整備充実 タブレットや電子黒板等を整備してきている。令和５年度に、全て同じＯＳのタブレットが整備された。今後、更新が必要になる。
成 果	１人に１台のタブレットが整備され、ＩＣＴを活用した授業や学校活動が行われている。今後、令和８年度から１０年度にかけて、国の補助事業を活用し、更新していく計画である。
課 題	維持管理に係る経費及び情報教育機器の更新時に多額の費用が生じていしまうことが課題である。 また、五感を使った体験や紙への手書きといったアナログ教育の価値を再評価し、タブレットと適切に使い分けをさせる授業を確立していくことが必要である。

ｂ．各教科等の指導におけるＩＣＴ活用の推進

概 要	・ＩＣＴを活用した分かりやすい授業の充実 児童生徒の画面を管理するソフトを導入し、ＩＣＴの活用が進んだと共に文部科学省のデジタル教科書実証事業にも参加し、英語のリスニング等において授業の充実を図っている。 ・教職員の指導力向上に向けた学習会、研修会の実施 各学校で勉強会を開催し、タブレットを有効活用する研修会を実施した。 ・個別最適な学びと協働的な学びの一体的の充実 ＡＩ型デジタルドリルや授業支援ソフトウェアの導入やデジタル教科書やクラウドサービスなどの活用を進めて、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図っている。
成 果	学習支援ソフトを導入したことにより、生徒の画面が確認できる等、充実した学習を実施することが出来た。 ＧＩＧＡスクールサポーター事業を活用して講師を派遣し、教職員に向けた研修会を実施することが出来た。 ＡＩ型デジタルドリルや授業支援ソフトウェアやクラウドサービスなどの活用により、児童生徒一人ひとりの理解度や学習進度に合わせた学習が可能となった。また教材作成の時間削減など教職員の負担軽減につながっている。
課 題	教職員のＩＣＴの活用スキルに差があることから、定期的な研修等が必要である。

c．安全で快適な教育環境の整備

概 要	・子どもたちの能力を高めるＩＣＴ情報モラル教育の推進 ・スマートフォンやタブレット等の情報通信機器の安全、安心な利用に向けたメディアコントロール力を高める教育の推進 モラル教育の発展型であるデジタルシティズンシップを推奨し、ＩＣＴについての安心安全かつ適切な使用方法についての推進を図った。
成 果	デジタルシティズンシップを通し、ＩＣＴの良い面、悪い面を学び、正しいタブレットの活用が推進できている。
課 題	毎年度、実施していく必要がある。

② 国際的な視野を持ち、グローバルに活躍する人材の育成

a．外国語教育・国際理解教育の推進

概 要	・ＡＬＴや英語専科教諭等の配置によるコミュニケーション能力の育成 新学習指導要領により、令和２年度から５，６年生は外国語教育が教科化され、３，４年生は外国語活動が導入されたことから、町内小学校においては、英語専科教諭１名とＡＬＴによる教育活動が行われた。
成 果	音声を中心に外国語に慣れ親しませる活動を通じて、言語や文化について体験的に理解を深めるとともに、積極的にコミュニケーション能力の素地を養うことができた。 教員が、小学校及び中学校それぞれの英語の授業を参観することをはじめ、年数回、英語力向上のための会議を開催している。
課 題	英語専科教諭の配置・増員等について、引き続き県に要望していくことが必要である。 子どもの英語力の定着には、小中学校までの英語教育が重要であり、小中学校の教員が連携することが必要である。

⑶　自らの人生を設計し、生涯にわたって活躍できる環境を整える

①　人生１００年時代を見据え、生涯にわたる学習活動を支える環境の充実

ａ．生涯学習を支える図書館機能の充実

概　要	町立図書館を建設し、地域のニーズに対応した情報収集と提供の場として生涯学習を推進 令和５年７月１５日、富士川地方合同庁舎１階に町立図書館がオープンした。 図書館資料の充実と利用の促進 蔵書計画に基づく図書の購入 県内公共図書館との相互利用による資料提供 講演会やワークショップ等を行うほか、年間を通してお話し会を実施
成　果	開館した図書館は、館内を大きく３つのエリア（一般書・児童書・地域資料）にわけ、蔵書スペース、閲覧席、おはなしコーナーなど利用者が使いやすく、快適に過ごせる場を提供している。 年間を通じてイベント等を行い、来館数に繋げることができた。 所蔵していない図書については、相互貸借制度を活用し、図書の提供を行い、課題解決や利用の促進につなげた。 広報やHP、SNSでは、月ごとにテーマを決め、新刊図書や所蔵本の紹介を行ったり、イベントのお知らせを行い情報発信に努めた。
課　題	図書資料の充実を図るため、継続した予算の確保が必要である。また、多くの町民が来館する施設となるよう、イベント等を定期的に開催していく必要がある。

ｂ．学校図書館や保育機関との連携

概　要	・子どもの年齢に応じた読書環境の整備のため、学校図書館や保育機関と連携し、資料と学習機会を提供 ・司書の資質向上のための研修及び情報交換による、質の高い読書環境の推進
成　果	保育所や児童センター等へ毎月１回１００冊を上限に本を届ける配本サービスをスタートし年間４，６９５冊の貸し出しを行ったほか、児童センターに出向いて保護者向けの啓発を行った。司書が選書し、現場のニーズに合わせた貸し出しを行ったことにより、子どもたちの読書環境の充実が図られた。 県立図書館や県公共図書館協会主催等の研修に参加した。研修はオンラインでも参加し教養を高めた。
課　題	学校図書館や保育機関と情報交換を行い、子どもたちの読書の充実に努める。 司書が研修に参加できる環境を整えていく必要がある。

c．町民一人ひとりが安心して気軽に活用できるよう町民会館の利用環境の整備

概　要	・老朽化する施設における必要な保守及び修繕を実施し、施設の長寿命化の推進 　施設維持に必要な保守作業を実施し、修繕が必要になったものに対しては、施設活用するうえで早急に修繕が必要なものから修繕を行った。
成　果	町民会館の照明器具の LED 化工事、音響ワイヤレスシステム更新工事を行い環境改善を行った。また、施設の修繕を行うことで、既存設備の長寿命化を図ることができ、利用者も不自由なく使用することができた。
課　題	老朽化が進んでいるため、計画的かつ効率的に修繕を行っていく必要がある。

d．公民館活動の充実

概　要	・中央公民館の利用促進と公民館活動の充実 　中央公民館講座は、幅広い年齢層が参加できるような講座を開催している。 ・地区公民館が生涯学習拠点として機能するよう修繕整備に向けた補助金制度 　富士川町地区公民館改築事業費補助金及び富士川町地区公民館改修・修繕事業費補助金制度があり、地区から公民館の改築や改修修繕に対する計画を提出していただき、事業年度に応じて予算化している。
成　果	中央公民館講座では、７講座を実施し、各講座において楽しみながら学ぶことができたが、特に、子ども向けではバルーンアート教室、大人向けではクラフトテープ講座が好評であった。（延べ参加者数１９２人） 地区公民館に対する補助金については、改修・修繕に対し２件の補助金交付を行った。
課　題	公民館活動に関しては、今後も多様な講座を開催し、公民館活動を充実させていく必要がある。 地区公民館の補助に関しては、今後も改修事業等が計画的に行えるよう、地区においては３か年の事業計画を提出してもらい、計画に沿った事業実施ができるよう指導を進める。

e．生涯を通じた多様な学習機会の提供

概　要	・町民の学習意欲や参加意欲を喚起する各種生涯学習講座の実施 　寺子屋学級として多種の教室を開催している。 ・各種生涯学習講座への参加促進のため、ＳＮＳ等を活用した情報提供の充実 　ホームページや町のＬＩＮＥに情報を掲載することで、多くの方に手軽に情報を提供することができた。
成　果	寺子屋学級では３教室を実施し、基礎から応用まで学習でき、また、講

	師からそれぞれ指導を受けることができ、参加者から好評を得た。 　現在、ＬＩＮＥは多くの方が目にする機会が多いため、幅広い年齢層に生涯学習講座（公民館講座等を含む）情報を提供することができた。
課 題	今後も生涯学習の主要事業として、継続して取り組む必要がある。

② ライフステージに応じて、誰もがスポーツに親しむことができる環境の充実

ａ．町民全体のスポーツ参画の推進

概 要	・生涯を通してスポーツレクリエーション活動に親しめるよう、各種スポーツ教室の充実 　各種スポーツ教室を、スポーツ協会専門部やスポーツ推進委員協議会が、計画及び運営をしている。令和７年度は、ソフトテニス教室（春季・秋季）、小学生陸上競技教室、テニス教室、弓道教室などを計画した。 ・町民のニーズに合わせた事業の実施及び見直し 　スポーツフェスティバル２０２５の事業を計画した。 　また、既存事業として「第１５回町スポーツレクリエーション祭」などを計画した。 ・地区単位に出向いての出前講座を実施 　スポーツ推進委員協議会において、「ボッチャ」の出前講座を計画した。
成 果	令和７年度は、ソフトテニス教室（春季・秋季）、小学生陸上競技教室、テニス教室、弓道教室を開催するなど、一定の成果は得られた。 　「スポーツフェスティバル２０２５」「第１５回町スポーツレクリエーション祭」は、前年より多くの参加者で盛大に開催された。 　スポーツ推進委員協議会において計画した、ボッチャの出前講座は年々依頼の数が増えている。
課 題	町民の方が参加できる教室や講座を、検討する必要がある。また、既存の人気競技だけでなく、あまり知られていないが大勢が楽しめる競技を取り入れるなど、種目や運営の在り方などの見直しが必要である。

ｂ．社会体育施設の有効利用と環境整備の促進

概 要	・町民体育館建設の促進 　体育館建設については、建設地の検討及び財政状況を鑑み、検討していくこととしている。 ・各スポーツ公園の整備と管理運営体制の充実 　利根川公園プールの塗装（側面）の塗装を行った。 ・安心・安全に社会体育施設を使用できるよう整備、充実の推進 　定期的に社会体育施設の点検を行い、環境整備に努めることとしている。

成　果	町民体育館については、建設に向けて財政状況を確認しながら検討をしていく。 殿原弓道場の壁面改修を行うことで施設の安全確保及び施設の外観が良くなった。
課　題	各施設の老朽化に伴い、計画的な修繕や設備・器具の更新が必要である。

ｃ．スポーツ団体の支援

概　要	・かじまるスポーツクラブの育成支援 かじまるスポーツクラブは、グラウンドゴルフ、ラージボール卓球、ソフトテニス、ヨガ教室を定期開催しており、社会体育担当が、事務局として事務的な補助を行っている。（令和８年３月末の会員数６７名） ・スポーツ協会、スポーツ少年団の加入促進や自主活動団体の育成支援 スポーツ協会（１５支部と２７専門部で構成）は、全町民により組織される社会体育の振興に重要な団体であるため、町補助金を交付し活動を推進している。 ・指導者の育成支援 指導者を対象とした、県の各種研修を周知し、受講を促している。
成　果	スポーツ協会に町補助金を交付し、活動を推進したことで、スポーツ振興が図れた（令和７年度交付額６，０１４，５７６円）。 かじまるスポーツクラブに対し、事務局として事務的な補助を行うことで、活動の推進につながっている。 「スポーツフェスティバル２０２５」「町駅伝大会」を開催し多くの町民にスポーツの楽しさを広めた また、「県体育祭り」では１４連覇を達成した。 スポーツ少年団の指導者に、県の指導者研修を周知し、受講を促すことで、指導者の確保に繋がったり、青少年活動に貢献している。
課　題	従来の事業、イベントにこだわらず、多くの町民が興味を持つ事業、イベントの開催をすることが必要となっている。 支部対抗については、人数の確保が難しくなってきているため、支部が参加しやすい事業、イベントを模索する必要がある。

ｄ．スポーツを通じた生涯にわたる健康増進の推進

概　要	・町民が生涯を通してスポーツ・レクリエーション、ファミリースポーツ活動に親しめるよう、町民皆スポーツ活動の推進 令和7年度は、「スポーツフェスティバル２０２５」、「第１５回町スポーツレクリエーション祭」などを計画し、開催した。 ・公民館活動などと連携し、健康づくり教室など、日常生活に身近なスポーツ環境づくりの推進 各種スポーツ教室を町広報誌等で周知し、スポーツ協会やスポーツ推進委員協議会との共催も合わせ、ソフトテニス教室（春季・秋季）、小

	学生陸上競技教室、テニス教室、弓道教室の４教室を計画した。 ・いつでもどこでも、だれもが楽しめる生涯スポーツの研究、普及、情報提供の推進 ・かじまるスポーツクラブでは、各種目を定期開催している。
成 果	「スポーツフェスティバル２０２５」は、多くの町民の参加で盛り上がった。 令和７年度は、ソフトテニス教室（春季・秋季）、小学生陸上競技教室、テニス教室、弓道教室を開催した。 かじまるスポーツクラブでは、各種目を定期開催しているが、特にグラウンドゴルフが盛んに行われている。
課 題	引き続き、だれもが楽しめる生涯スポーツを研究し、スポーツの普及・推進活動を行っていく必要がある。

③　地域の伝統芸能を身近に感じ、優れた文化芸術に触れる機会の充実

ａ．文化芸術に親しむ機会の充実

概 要	・作品展示や発表会などの場の提供に努め町民が積極的に参加できる住民参加型文化活動の推進 芸能フェスティバルでは、音楽部門７団体９６名、舞台芸能部門１２団体６６名の参加があった。文化展では、美術や文芸細工品など３５０名から７７５点の作品が寄せられた。 文化協会専門部の短歌、川柳の２部門で毎月３首の作品を町広報文芸コーナーで掲載している。 ・文芸教室や寺子屋学級等を開催し、相互研修による文化交流活動の推進 文芸教室及び寺子屋学級を開催した。 ・文化芸術に触れる機会を増やすための常設展示が可能な施設の検討 役場１階の町民ギャラリーなど候補に挙げられるが、現在検討中。 ・文化意識の醸成や高揚のため、町広報誌等による情報発信の充実 広報やホームページにおいて各種教室の開催案内や文化ホール事業の案内、また、文芸作品を毎月掲載している。また、町のＬＩＮＥにも情報を掲載し発信している。
成 果	短歌、川柳の広報掲載は毎月行っており、活動発表の場になっている。 文芸教室や寺子屋学級では作品を文化展に出品する方や、これを機に専門部に入部する方もいる。芸能フェスティバルや文化祭文化展はその成果を発表するとても良い場になっている。 より多くの媒体で情報を発信することにより、多くの方が文化に親しみ、また、触れることができた。
課 題	多様な文化活動ができるよう、教室等を継続できる環境の支援に努めるとともに、活動の支援を継続していく必要がある。

b．文化芸術活動への支援

概 要	・文化協会などの地域活動の母体となる団体の育成や支援 　文化協会の活動を支援するため、補助金1,４８５,０００円を交付している。 ・各種文化団体の自主的な文化活動への支援 　文化協会から加盟団体へ、運営資金の助成を１団体２０,０００円交付している。
成 果	令和７年度は、芸能フェスティバルや文化祭文化展を開催し、町からの補助金は１，３６７，２２６円となった。 文化協会加盟団体（専門部）も独自の事業を行うことができ、７団体に補助金を交付し、活動支援の一端を担った。
課 題	引き続き、文化団体の育成、支援活動の充実を図っていく必要がある。

c．文化財の保護・活用と伝統芸能の継承

概 要	・地域の伝統芸能文化の継承と、継承のための保護団体への助成支援の充実 　地域の伝統芸能を守るため、文化財保護事業補助金を交付している。 ・老朽化する指定文化財の修復や保全の推進及び支援 　文化財保護審議会を中心に、史跡又は天然記念物の保護、並びに無形文化財の支援に努めている。 ・地域文化や歴史の保存と継承のため、資料整理等の推進 　富士川町歴史文化館 塩の華 舟運資料館で管理運営を行っている。 　古文書の整理、郷土叢書の刊行を定期的に行っている。 ・文化財をはじめとする歴史資産や多彩な特技を持った町にゆかりのある人物を後世に継承するための歴史文化施設の整備 　富士川町歴史文化館 塩の華 近代人物館で管理運営を行っている。 ・歴史文化施設の学習の場としての利活用と、町の歴史や文化の情報発信の推進 　富士川町歴史文化館 塩の華には、町内外の小中学生をはじめ、県内外から多くの方々が訪れている。
成 果	令和７年度は、文化財保護事業補助金を申請のあった７団体に交付した。 古文書整理では、富士川舟運の資料整理と文献保存に力を入れ、令和７年度は、雨宮利之家の古文書をまとめて、富士川町郷土資料叢書第１０巻を発行した。 文化財の学術的調査・研究や地域史研究を推進し、文化財の保護に向けた取り組みを行うとともに、当町の歴史・文化遺産の継承と発信を行っていくため令和７年１０月１０日に帝京大学及び帝京大学文化財研究所と協定を締結した。

	富士川町歴史文化館 塩の華 は、開館以来、多くの方が来館している。一般の来館者のみならず小中学生の校外学習で利用されるなど、多くの方の学習の場となっている。 富士川中学校では、伝統芸能「鰍沢ばやし」の継承に向け、ガバメントクラウドファンディングにより寄附金を募り太鼓の整備を行った。目標金額を上回る額が集まり、太鼓の整備が完了した。今後、学園祭や地域のイベントでの発表を目指している。
課 題	文化財は、地域の歴史や文化の成り立ちを理解する上で、欠くことのできない資産であるため、今後も文化財の適切な維持管理及び保護保存を継続する必要がある。 歴史文化館は、今後も歴史文化の情報発信拠点として、館内維持管理のほか、施設の周辺環境整備が必要である。

d．文化施設の管理及び機能整備の充実

概 要	・文化ホールの指定管理者制度による管理運営体制の強化 文化ホールの効率的な管理運営と、地域ニーズを捉えた多様な自主文化事業を提供するため、一般社団法人ふじかわに指定管理委託を行っている。 ・施設利用者の利便性向上のための計画的な施設及び機能の整備 利用者に安全かつ良い環境で利用してもらうため、施設内の設備更新工事や必要な工事を計画的に行っている。
成 果	文化普及鑑賞事業として、NHK 公開放送番組「みんな DE どーもくん」や「相川七瀬 30th Anniversary LIVE 2025」等のプロ公演のほか、ロビーの利活用、音楽家の支援を目的とした、ウィークエンドコンサートなど 16 本の公演を行うとともに、貸館事業を実施し、地域に根差した文化芸術活動の推進に貢献することができた。 施設に関しては、経年による施設・設備機器の劣化に注視しながら、保守管理及び更新工事を行った。
課 題	より効率的なホールの活用及び、集客率や満足度の高い公演が実施できるよう指定管理者と連携し、必要なサポートを行うこと、また、利用者の利便性を向上させるために、必要な設備の保守管理、改修をしていく必要がある。

Ⅳ．富士川町教育大綱（抜粋）

第二次富士川町教育大綱
（令和4年度～令和8年度）

～　新しい時代の到来　～

未来を創る、子どもたちの育成にあたって

平成23年度～令和3年度　第一次富士川町教育振興計画

平成27年度～令和3年度　第一次富士川町教育大綱

これまでの基本理念を引き継ぎ、新しい時代を見据えた教育へ

～新しい時代の到来～

・人生100年時代の到来
・超スマート社会（Society5．0）の到来
・増大する地球規模の課題
・グローバル化の加速　など・・・

令和4年度～令和8年度　第二次富士川町教育大綱・教育振興計画

未来を創るための力を身に付ける、子どもたちの育成を教育の中心に・・・

基本理念「今を未来を力強く生きる『ふるさと富士川』人づくり」

～ これからの富士川町教育における 3つの柱 ～

1　豊かな感性・創造性を培い、社会を生き抜く力を育成する

○「知育・徳育・体育」を中心に、バランスのとれた「生きる力」の育成
○生命を尊び、家庭や子育てに夢を持つことができる豊かな心の育成
○家庭・地域・学校の連携により、社会全体で子どもを育む環境づくりの推進
○多様な人との関わりの中で、社会を生き抜く力を育む学校環境の整備

2　夢と志を持ち、新時代の可能性に挑戦する力を育成する

○超スマート社会（Ｓｏｃｉｅｔｙ５．０）の到来に向けた情報教育の充実
○国際的な視野を持ち、グローバルに活躍する人材の育成
○地球規模の課題に対応し、社会の持続的な発展を牽引する力の育成

3　自らの人生を設計し、生涯にわたって活躍できる環境を整える

○人生１００年時代を見据え、生涯にわたる学習活動を支える環境の充実
○ライフステージに応じて、誰もがスポーツに親しむことができる環境の充実
○地域の伝統芸能を身近に感じ、優れた文化芸術に触れる機会の充実